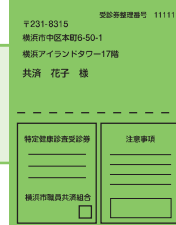


7. 予約方法 **D** 特定健診のみを受診する場合



▲受診券イメージ

受診券を紛失した場合は、再発行ができません。
申請方法は ▶ **P18** よくある質問 **Q20** をご確認ください。

受診券が
届いた方が
対象だよ！



ステップ1 受診したい医療機関を決める

医療機関(かかりつけ医等)へ直接、「特定健診」が受診可能か確認してください。

- 特定健診実施機関は、当共済組合ホームページから確認できます。

当共済組合ホームページ

<https://yokohama-kyosai.or.jp/hoken/kenshin>

→「特定健診(特定健康診査)(無料)」について

→特定健診(特定健康診査)実施機関一覧

当共済組合ホームページ



特定健診の実施機関として掲載されていても、受診券を利用できない場合があります。
予約時に、当共済組合の受診券を利用できるか必ず確認してください。

※当共済組合の指定健診機関(約50機関 ▶ **P2** 参照)で受診したい場合は、次のとおりご予約ください。

▶ **P2** 「特定健診」欄のマーク(○・■・×)をご確認ください。

○	▶ P7 3 の予約方法 A ・ B ・ C にて予約。特定健康診査受診券は不要。 C の方法で健診機関に直接予約した場合は、予約内容の登録が必要。
■	下記 ステップ2・3 の手順で予約・受診(予約内容の登録は不要)。
×	特定健診は実施していません。

ステップ2 医療機関へ直接予約する

受診したい医療機関に連絡し、次の2つを伝えてください。

- 1 「横浜市職員共済組合」の組合員または被扶養者であること
- 2 特定健康診査受診券を利用して「特定健診」を受診したいこと
医療機関から受診券の契約とりまとめ機関名を確認された場合は、「集合契約Aと集合契約B」とお伝えください。

★健康保険の資格確認方法を、各医療機関にご確認ください。

<ul style="list-style-type: none"> ① 資格確認書(有効期限内のもの) ② マイナ保険証+資格情報通知書(※) ③ マイナポータルの資格情報画面 ④ マイナ保険証 	<p>医療機関から指定された ①～④のいずれかを、当日 必ずご持参ください。</p>
--	--

(※)有効な「資格情報のお知らせ」のご提示でも可能です。

ステップ3 受診する

当日は、「特定健康診査受診券」と上記「★で指定された書類等」を必ずご持参ください。

受診券は、医療機関へ提出してください。

予約方法 **D** (特定健診のみ)